

福井県「核燃料税」の更新

平成23年7月21日に福井県から協議のあった法定外普通税の更新について、本日付で同意することとしましたのでお知らせいたします。

1. 核燃料税の更新の理由

福井県は、昭和51年に全国に先駆けて法定外普通税である「核燃料税」を創設し、原子力発電所の立地に伴う安全対策や民生安定・生業安定対策等の諸施策を推進してきたところである。

これまで講じてきた諸施策を引き続き実施するとともに、東日本大震災における原子力発電所の事故を踏まえ、迅速な情報伝達体制の整備や避難場所の確保等、県民の安心安全のための緊急的な対策を行うことが急務となっている。

よって、これらの財政需要に応じていくため、核燃料税の適用期限を5年間延長し、税率を12%から17%相当に引き上げた上で、安定した税収の確保を図る必要性から、従来の「発電用原子炉に挿入された核燃料の価額」に加えて、その税率の半分相当について「発電用原子炉の熱出力」を課税標準とする新しい仕組みを導入するものである。

2. 核燃料税の概要

課税団体	福井県
税目名	核燃料税（法定外普通税）
課税客体	1. 価額割：発電用原子炉への核燃料の挿入 2. 出力割：発電用原子炉を設置して行う発電事業
課税標準	1. 価額割：発電用原子炉に挿入された核燃料の価額 2. 出力割：発電用原子炉の熱出力
納税義務者	発電用原子炉の設置者
税率	1. 価額割：100分の8.5 2. 出力割：45,750円／千kW／1課税期間
徴収方法	申告納付
収入見込額	（初年度）1,016百万円 （平年度）12,181百万円
非課税事項	なし
徴税費用見込額	（平年度） 0.5百万円
課税を行う期間	5年間（平成23年11月10日～平成28年11月9日）

担当：自治税務局企画課
黒川（23514） 対馬（23516）
直通03-5253-5658 FAX03-5253-5659